

Subject: 社会保険歯科診療報酬点数早見表（令和4年5月）の送付について

From: 日歯保険医療課 <iryu@jda.or.jp>

Date: 2022/04/14 18:34

To: undisclosed-recipients;

都道府県歯科医師会 御中

お世話になっております。

令和4年5月からの歯科用貴金属価格の緊急改定に際して、
別添の通り社会保険歯科診療報酬点数早見表を作成いたしました。
昨日ご連絡の通り、紙媒体での送付はございません。

また、本会ホームページ・メンバーズルーム（医療保険・診療報酬コンテンツ内）及び日歯
広報（5月15日号）においても、
後日掲載する予定となっておりますことを申し添えます。

本件につきましては、社保ネット担当者にもご連絡しております。
よろしく願いいたします。

<添付ファイル>

- ・点数早見表（令和4年5月）赤黒版データ.pdf
- ・点数早見表（令和4年5月）白黒版データ.pdf

☆☆-----

公益社団法人 日本歯科医師会

事業部 保険医療課

〒102-0073東京都千代田区九段北4-1-20

TEL:03-3262-9215

FAX:03-3262-8970

mailto:iryu@jda.or.jp

-----☆☆

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和4年5月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》				
手 術	抜歯手術 (1歯につき)	口腔内消炎手術	口腔内軟組織異物(人工物)除去術	
	乳歯 …… 130 (195)	智歯周囲炎の歯肉弁切除等 …… 120 (156)	簡単なもの …… 30 (45)	
	前歯 …… 160 (240)	歯肉膿瘍等 …… 180 (234)	困難なもの	
	白歯 …… 270 (405)	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 …… 230 (345)	浅在性のもの …… 680 (1020)	
	難抜歯加算 …… +230 (+345)	顎炎又は顎骨骨髓炎等	深在性のもの …… 1290 (1935)	
	(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)	1/2顎未満 …… 750 (1125)	歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む)	
	埋伏歯 …… 1080 (1620)	1/2顎以上 …… 2600 (3900)	軟組織に局限するもの …… 600 (900)	
	(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)	全顎 …… 5700 (8550)	硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950)	
	下顎智歯(骨性・水平埋伏) …… +130 (+195)	口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)	顎関節脱臼非観血的整復術	
	歯根分割掻爬術 …… 260 (390)	2cm未満のもの …… 180 (270)	(片側) …… 410 (615)	
ヘミセクション(分割抜歯) …… 470 (705)	2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450)	歯槽骨骨折非観血的整復術		
抜歯窩再掻爬手術 …… 130 (195)	5cm以上のもの …… 750 (1125)	1~2歯 …… 680 (1020)		
歯 槽 骨 整 形 手 術	歯槽骨整形手術 …… 110 (165)	歯根嚢胞摘出手術	3歯以上 …… 1300 (1950)	
	骨腫除去手術	歯冠大 …… 800 (1200)	歯根端切除手術 (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む)	
		歯肉弁根大 …… 1350 (2025)		歯科CT、手術用顕微鏡を使用 …… 2000 (3000)
		鶏卵大 …… 2040 (3060)		上記以外 …… 1350 (2025)
腐骨除去手術	注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。	創傷処理 (口腔内縫合術)		
歯槽部に局限するもの …… 600 (900)		長径5cm未満(小深) …… 1400 (2100)		
顎骨(片側の1/2未満) …… 1300 (1950)		5cm以上10cm未満(中深) …… 1880 (2820)		
顎骨(片側の1/2以上) …… 3420 (5130)		5cm未満(小浅) …… 530 (795)		
		5cm以上10cm未満(中浅) …… 950 (1425)		

麻 酔	伝達麻酔 …… 42 (63) (下顎孔・眼窩下孔)	浸潤麻酔 …… 30 (45) (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	吸入鎮静法 30分まで …… 70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)	静脈内鎮静法 …… 600 (900)
--------	-------------------------------	--	---	---------------------

歯 冠	補綴時診断料 (1装置につき)	即時充填形成(充形) …… 128 (192)			
	新製(ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90	インレー修復形成(修形) …… 120 (180)			
	新製以外 …… 70				
	歯冠形成 (1歯につき)				
	(大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)				

修 復	補綴時診断料 (1装置につき)	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)			
	新製(ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90	(大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)			
	新製以外 …… 70	(レジン前装金属冠は前歯又はブリッジ支台の第1小臼歯に限る)			
	歯冠形成 (1歯につき)				
	(大臼歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)				

社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和4年5月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)			接着冠 (材料料を含む)			ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)							
		5歯以下	6歯以上		前歯	小白歯	大白歯	鑄	金	パラ	小白歯	1476		
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	1056	996	1265	造	その他	銀合金	大白歯	1817		
リ	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	405	345	360	レジン前装金属	その他	銀合金	大・小白歯	483		
	リテイナー	100 (150)	300 (450)				前歯				2011			
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)				小白歯				1676			
ッ	装着料	150 (225)	300 (450)				大白歯	1877	前歯	1243	小白歯	697		
	仮着料	40 (60)	80 (120)				大白歯	557						
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) ……	+90 (+135)												
ジ	内面処理加算2 (接着ブリッジ) (接着冠ごとに) …	1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)												
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。													
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……	4229												
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、チタン冠、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。				○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。 ○永久歯に対する既成の金属冠による歯冠修復はクラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。						
	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ											
	100	330	440											
有	印象採得料 (1装置につき)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				有床義歯内面適合法 (硬質材料)						
	単純印象	簡単なもの	42 (63)	レジン床義歯	熱可塑性義歯	6月以内	6月以内	6月以内	6月以内	6月以内	6月以内	6月以内	6月以内	
	連合印象	困難なもの	72 (108)	1歯~4歯	656 (686)	727 (757)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》	5歯~8歯	795 (825)	949 (979)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》	
特殊印象		230 (391)	9歯~11歯	1097 (1157)	1221 (1281)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》	12歯~14歯	1529 (1589)	1835 (1895)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》		
咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	57 (97)	総義歯	2424 (2539)	2949 (3064)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》	下顎総義歯内面適合法 軟質材料	シリコン系	1596 (2551) 《2436》	6月以内	996 (1531) 《1416》		
多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	187 (318)	総義歯	283 (481)	歯科技工加算1	+50 (+85) 《+85》	歯科技工加算2	+30 (+51) 《+51》	アクリル系	1530 (2485) 《2370》	6月以内	930 (1465) 《1350》			
仮床試適料 (1床につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	40 (60)	磁性アタッチメント (材料料を含む)					総義歯	230 (345)					
多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	100 (150)	総義歯	190 (285)	前歯・小白歯	大白歯			人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠(乳歯))						
総義歯	283 (481)	総義歯	190 (285)	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1138	1342	部位	前歯部	小・白歯部				
有				銀合金	612	621		両側	片側	両側	片側			
床				磁石構造体	1037 (1167)			レジン歯	24	12	24	12		
義				鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)		スルフォン樹脂	62	31	87	43		
歯				14 K	1504	1271	1251	1015	836	硬質レジン歯	58	29	73	37
				金パラ	1361	1120	994	895	847	床用陶歯	187	94	101	51
				コバルトクロム合金	260	260	240	240	240	補綴隙 (1個につき) ……	65			
				線鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	レストなし			有床義歯修理 (装着料を含む)	6月以内の修理			
				14 K	823	619	-			《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				
				不銹鋼・特殊鋼	231	163	139			少数歯欠損 (1歯~8歯)	290 (435) 《420》	160 (240) 《225》		
				コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大白歯	小白・犬歯	前歯			多数歯欠損 (9歯~14歯)	320 (480) 《450》	190 (285) 《255》		
				鑄造鉤	金パラ	616	566	542		総義歯	375 (563) 《505》	245 (368) 《310》		
				コバルト	274	274	274			歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+50 (+75) 《+75》			
				バー (1個につき) (材料料を含む)						歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+30 (+45) 《+45》			
				屈曲 不銹鋼・特殊鋼 ……	298									
				鑄造 {金パラ ……	2231									
				{コバルトクロム合金 ……	476									
				保持装置 (1個につき) ……	+62									
				間接支台装置 (1個につき) ……	111									